

【空き家を買いたい方向け】

	質問	回答
1	空き家バンクを利用したのですが、どのような手続きが必要ですか？	<p>空き家バンクに利用登録する必要がありますので、下記書類を提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊達市空き家バンク利用登録申請書(様式第5号) ・本人確認書類(免許証など)のコピー <p>見学したい物件がある場合は、あわせて利用申請書の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊達市空き家バンク利用申込書(様式第8号)※申込書内の利用登録番号は市で発番するため、空欄としてください。
2	物件の見学の日程調整はどうなりますか？	伊達市空き家バンク利用申込書(様式第8号)の確認後に、市が物件の仲介を担当する不動産業者に連絡します。申込者と不動産業者にて見学日の日程調整を行ってください。なお、当日に見学を行うことはできません。
3	ホームページで「交渉中」になっている物件は申し込みできますか？	申込みは可能です。ただし、交渉は先着順でご案内しているため、申込み後すぐに見学することはできません。また、先に交渉していた方が成約となる場合があります。
4	空き家バンクの物件を購入して、事業に利用することは可能ですか？	空き家バンクは、移住・定住を希望される方に対して、空き家を住まいとしてご紹介している制度です。飲食店、会社の事務所、社宅など個人の住居として利用されない方は、空き家バンクを利用できません。
5	売買価格は土地と建物を合わせた値段ですか？	土地と建物を合わせた値段です。ただし、取引を仲介する不動産会社に対して別途法定の仲介手数料がかかります。
6	購入する際、市からの支援制度はありますか？	<p>空き家バンクの登録物件を購入した方を対象に、物件の改修費を補助する「伊達市空き家バンク改修補助金」があります。</p> <p>https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/29946.html#</p>
7	物件の外観をみたいので、地番を教えてください。	物件所在地は、所有者の方の個人情報となりますので、HP 掲載以外の情報をお伝えすることはできません。当該物件を指定した空き家バンク利用申請書を提出後に、お伝えすることができます。